

【中国】国家知識産権局、特許権存続期間補償の請求手数料等を明確化

国家知識産権局 (CNIPA) は、一部の特許料基準と減額措置の調整に関する公告 (第 594 号) を公表しました。

この中で、特許権存続期間補償請求に関する手数料、維持年金等が明確化されました。特許権存続期間補償制度には、審査手続きによる遅延を補償するための「特許付与期間補償」(PTA) * と、薬品販売承認の審査による遅延を補償するための「薬品特許期間補償」(PTE) の 2 つの制度が含まれます。

*PTA では、出願日から 4 年かつ実体審査請求日から 3 年以上経過して、特許が付与された場合、CNIPA に起因する不合理な遅延期間部分については、特許権者に特許権存続期間の補償が与えられます。PCT 出願の場合は 4 年の起算日は、国際出願日ではなく中国国内移行日です。

手数料と請求期限

1. 請求手数料：1 件当たり 200 元 (約 4200 円)。
2. 請求期限：特許付与公告から 3 ヶ月以内。
3. 手数料納付期限：2024 年 7 月 26 日より前に請求が行われた場合、手数料は 2024 年 10 月 26 日までに納付すること。

維持年金

1. 維持年金：1 年につき 8,000 元 (約 165,500 円)。但し、1 年未満の部分は納付不要。延長された年数の合計金額を一括で納付する。
2. 納付期限：20 年の特許期間満了までを厳守。期間延長や回復措置等の救済はない。

詳細につきましては、以下 URL から CNIPA のウェブサイトをご参照ください。

https://www.ndrc.gov.cn/xwdt/tzgg/202408/t20240806_1392248.html